

<p>請願番号</p>	<p>請願第10号</p>	<p>受理年月日</p>	<p>平成20年 9月17日</p>
<p>請願の件名</p>	<p>郵政民営化法の見直しに関する請願 (理由)</p> <p>平成19年10月1日郵政民営化法に基づき、郵便、郵便貯金、簡易保険のいわゆる郵政三事業は、持ち株会社である日本郵政株式会社の下に、4つの会社（郵便事業会社・ゆうちょ銀行・かんぽ生命・郵便局会社）に分社化されました。</p> <p>この民営化に際し、政府は「郵政公社の4機能（窓口サービス、郵便、貯金、簡易保険）が有する潜在力が十分に発揮され、市場における経営の自由度の拡大を通じて、良質で多様なサービスが、安い料金での提供が可能となり、国民の利便性を最大限に向上させる」として、民営・分社化の正当性を国民に説いてきました。</p> <p>しかしながら、民営化スタート後の状況をみると、分社化されたことによる「非効率的な業務内容」や「各種サービスの質の劣化」「利用者の利便性の低下」が都市部、地方を問わず全国いたるところで顕在化しています。</p> <p>また、従来にも増して業務内容が複雑化されたことにより、簡易郵便局の閉鎖が全国規模で数多く発生しており、郵便局ネットワークの維持という面でも厳しい状況にあります。</p> <p>そんな中、金融2社（ゆうちょ銀行・かんぽ生命）の株式は、早ければ3年後には上場され、10年以内には完全売却が予定されています。</p> <p>郵政民営化法には、郵便局の設置と郵便事業については、ユニバーサルサービスが義務付けられていますが、ゆうちょ銀行とかんぽ生命については、ユニバーサルサービスに関して何ら義務はなく、郵便局会社への業務委託についても、10年間は委託義務が明記されていますが、その後については何ら明文化されたものはありません。</p> <p>つまり、ゆうちょ銀行、かんぽ生命が、株式上場され完全民営化されれば、利益追求のため、不採算地域から撤退していくことは明らかです。そうなれば、多くの地方で郵便局がなくなっていくこととなります。郵便局が生活インフラとしての唯一の金融機関である地方から金融機関が無くなり、金融排他地域が地方に数多く発生することとなります。このことは地方で生活するお客様にとって大きな不安となっています。</p> <p>以上のことから、郵便、貯金、保険のサービスが将来とも郵便局において確実に提供されるように、法的な見直しが必要であると考えます。</p> <p>つきましては、下記の事項について、国会及び政府に対して意</p>		

見書を提出していただきますよう強く要望し、請願するものであります。

記

ゆうちょ銀行、かんぽ生命の金融2社についても、将来的に郵便局において確実にサービスを受けられ、国民生活の利便性に支障が生じないようにユニバーサルサービスを義務付けるなどの法的な見直しを要望する。

紹介議員

外山 三博  
福田 作弥  
横田 照夫

摘要